

① 知っているとおツとできる子育て情報

妊 娠



1 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊婦健診や出産の記録だけでなく、赤ちゃんの健診や予防接種の記入などの大切な控えになります。お子さんの成長の記録は適宜記載していきましょう。妊娠中、外出する時には必ず健康保険証や診察券と一緒に持ち歩くようにしましょう。



I
妊
娠

場所	高津区役所地域みまもり支援センター 地域支援課
受付時間	月～金 8:30～17:00
備考	1. 医師または助産師から妊娠と診断されたら妊娠届を出しましょう。 (受診した病院または区役所地域支援課に用紙があります。 用紙は、ホームページからもダウンロードできます。) 2. 窓口での交付時に、母子健康手帳の利用方法、副読本について説明します。 3. 初めての出産の方には地域みまもり支援センターでの両親学級の案内をしております。体調のこと、その他ご相談・ご質問などありましたら、遠慮なくご相談ください。

2 妊婦健康診査

安心して出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康状態を確かめることが必要です。このうち14回については、健診費用の一部を川崎市が補助しています。

■高津区役所地域みまもり支援センター
地域支援課
☎ 044-861-3315 FAX044-861-3307

3 歯っぴーファミリー健診

妊婦とそのパートナーの健康づくりを目的として歯科健診1回分について費用の一部を助成しています。
妊婦健康診査費用補助券・歯っぴーファミリー健診受診券は母子健康手帳と一緒に交付されます。

■川崎市健康福祉局保健医療政策部
歯科保健政策担当
☎ 044-201-3182

4 妊娠中の相談窓口



妊娠中の心・身体・体調の悩みや、出産準備等について相談をお受けします。

■高津区役所地域みまもり支援センター
地域支援課
☎ 044-861-3315 FAX044-861-3307

5 入院助産の相談



経済的な理由で、出産が困難な妊産婦の方を援助します。

※ 制度が利用できる医療機関は限られています。
※ 出産後の申請はできません。

対象は

- ①生活保護受給中の方
- ②市民税非課税世帯等

■高津区役所地域みまもり支援センター
地域支援課

☎ 044-861-3259

FAX 044-861-3307

6 両親学級

I

妊娠

名称	両親学級
対象	高津区に在住の初めての赤ちゃんを迎える方 (妊娠20週から28週頃)
内容	妊娠中からの健康づくり・赤ちゃん与健康リビング 妊娠中の歯の健康と赤ちゃんの歯を守るために 妊娠中からの豊かな食生活 お産の経過と産後の生活 赤ちゃんとの生活・私たちの子育てプラン ※最新の回数や内容はホームページまたは電話等でお問い合わせください。
費用	無料
場所	高津区役所地域みまもり支援センター 1階保健ホール 巻末MAP A-2,C-1
日程	第1～第3火曜 (月により変則あり)
時間	9:00～11:30
問合せ先	高津区役所地域みまもり支援センター 地域支援課 ☎044-861-3315 FAX044-861-3307
備考	ご予約は先着順です。詳細は、区ホームページをご覧ください。



※このほかに、①市看護協会による土曜日開催の「プレパパ・プレママ教室」があります。ホームページ (<http://www.kawa-kango.jp>) をご覧ください。

②市助産師会による日曜日開催の「両親学級」があります。

ホームページをご覧ください。(<http://kawasaki-josanshi.com>)

先輩ママの話も聞けます！

妊婦さんも地域子育て支援センターをのぞいてみてね



結婚してすぐ川崎に転勤で来て、妊娠。「知り合いもいないのに赤ちゃんの友だちができるかな?」「赤ちゃんを抱っこしたこともないのに育てられるかな?」と心配ごとがたくさん。親元も遠いし...と思っていた時に、妊婦さんも子育て支援センターに遊びに行っていたのだと知りました。少し勇気がいったけれど思い切って行ってみたら、ママたちとお話しできたり、実際に赤ちゃんの様子を見られたり、気になっていた里帰り出産の話も聞けたりしてホッとしました。

※妊婦さん歓迎の子育てサロン・子育てグループ・サークルもあります。お問い合わせください。(詳細は72～76ページをご覧ください)

7 働きながらママになる方へ

「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」働く女性の母性健康管理措置、母性保護のための規定などがあります。

- 例) ・勤務時間内の健診が可能
・業務内容の変更が可能
・産前産後休暇(休業)、育児休業の請求が可能

ぜひ活用しましょう。



相談は？

■神奈川労働局雇用環境・均等部 指導課

☎ 045-211-7380

I

妊娠

●母性健康管理指導事項連絡カード

妊娠中や産後1年以内の体の調子によっては会社に業務内容の緩和を申し出る必要があります。しかし、なかなか事業主や上司には言いにくいもの。

そこで利用したいのが母性健康管理指導事項連絡カード。現在の症状と必要な措置事項を主治医に記入してもらい、事業主に提出。事業主はその指導事項に則して、作業の軽減や通勤時間の変更などの措置を講じなければなりません。

母性健康管理指導事項連絡カードは母子健康手帳の中にあります。拡大コピーして使用するとよいでしょう。または、厚生労働省のホームページからダウンロードもできます。

●出産に関する助成金

出産に関わる助成金については、次のものがあります。
もらえるのに申請しなかった! ということがないようにしましょうね。

名称	内容・対象	必要書類	申請先・問合せ先
出産手当金	健康保険に加入している会社員や、共済組合に加入している公務員で産休をとる(健康保険料を払い続ける)被保険者	勤務先の担当へ問合せ	勤務先の担当部署
育児休業給付金	育児休業中の所得の保障と復帰をバックアップするための給付金。 ※ただし、育休をとる方のみ (出産後も働く方に適用されるお金です) 雇用保険加入者で育児休業に入る前の2年間に11日以上働いた月が12か月以上ある方 ※制度についての詳細は、厚生労働省のホームページで確認することができます。	勤務先の担当へ問合せ	勤務先の担当部署 ※詳しくは勤務先へお問合せください。
失業等給付(受給期間延長)	妊娠・育児により求職活動ができない場合には失業給付が受給できません。受給期間(離職日の翌日から1年)を過ぎますと求職活動をして受給できなくなりますので、受給期間延長制度(最長3年)を申請し、出産・育児後に基本手当(いわゆる失業手当)を受給しながら求職活動ができるようにします。 〈基本手当の受給資格〉 ・原則、離職の日以前2年間12か月以上の被保険者期間が必要です。 ・特定受給資格者・特定理由離職者の場合は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要です。	離職票 母子手帳 本人確認書類 *離職票は会社に請求してください。 *本人確認書類は氏名・住所に変更がある場合に免許証、住民票、国民健康保険証をお持ちください。	●ハローワーク川崎北 ☎ 044-777-8609 巻末MAP A-2



川崎市では、安心して出産・子育てができるよう「出産・子育て応援事業」を実施しています。この事業ではアンケートの内容などをもとに妊娠・出産・子育てについて保健師などの専門職が相談をお受けします（伴走型相談支援）。また、ベビー用品の購入や子育て支援サービス等にご利用頂けるよう妊娠届出後及び出産後にそれぞれ現金5万円を支給します（経済的支援）。

対象者及び支給額

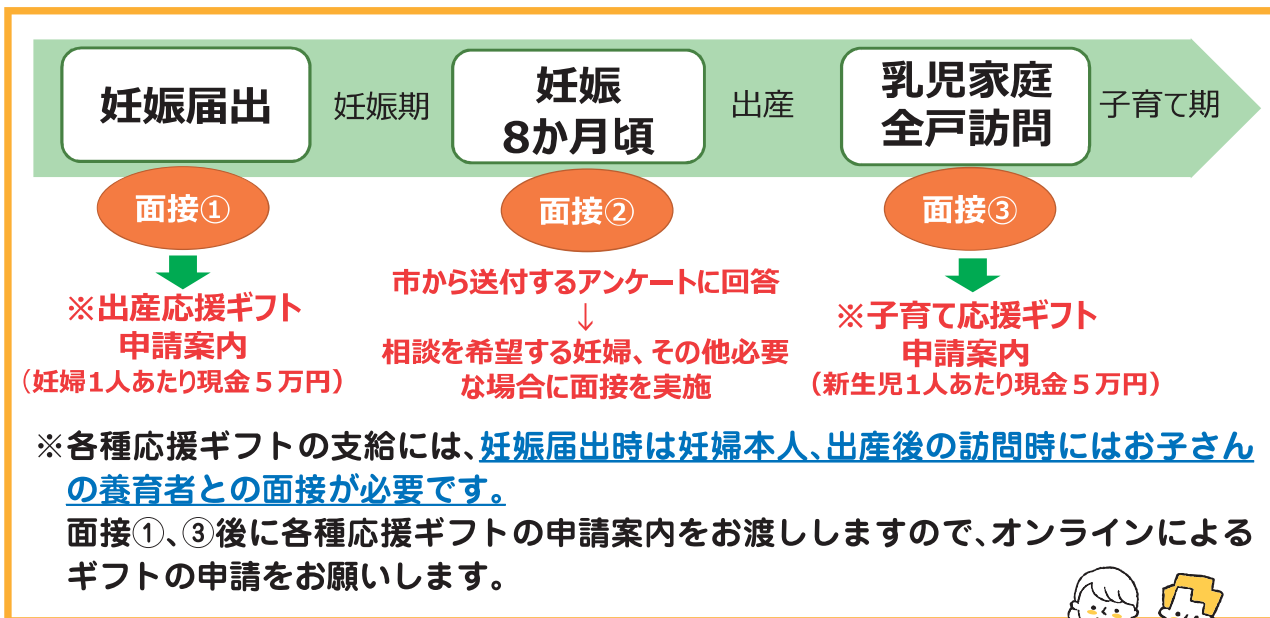
●出産応援ギフト

妊娠届を提出し面接を受けた妊婦に1人あたり**5万円**を支給します。

●子育て応援ギフト

子の養育者かつ新生児訪問等で面接を受けた方に新生児1人あたり**5万円**を支給します。
（多胎の場合は5万円×出産した人数）

事業・手続きの流れ



お問い合わせ

出産・子育て応援事業コールセンター
0120-123-004（フリーダイヤル）

受付時間：平日8時30分から17時15分まで
（土日祝・年末年始12月29日から1月3日を除く）



8 健康保険料・国民年金保険料の減免

減免を受ける場合には、申請が必要となります。詳細は表中の問合せ先にお問い合わせください。

手続き	届出受付期間	内容	問合せ先
国民健康保険料減額の申請	出産予定日の6か月前から ※出産後の届け出も可能です	○産前産後期間に相当する国民健康保険料を減額します。単胎妊娠の方：出産（予定）月の前月から4か月間の保険料軽減 多胎妊娠の方：出産（予定）月の3か月前から6か月間の保険料軽減 ○申請される際は、母子健康手帳・健康保険証・お越しになる方の本人確認書類を持参し、問合せ窓口で申請してください。	川崎市国民健康保険加入者 高津区役所保険年金課国民健康保険担当 ☎044-861-3174 FAX044-861-3355 川崎市国民健康保険加入者以外の方 勤務先の健康保険組合等
国民年金保険料免除の申請	出産予定日の6か月前から ※出産後の届け出も可能です	○産前産後期間に相当する国民年金保険料を免除します。○申請される際は、母子健康手帳と基礎年金番号がわかるもの又はマイナンバーカードを持参し、問合せ窓口で申請してください。	高津区役所保険年金課国民年金担当 ☎044-861-3176 FAX044-861-3355 厚生年金等の加入者は勤務先

I 妊娠

9 高津区近隣の助産師さん・母乳外来のある病院

名称	住所	電話番号	診察日
ひまわり母乳育児相談室 高橋早苗	高津区蟹ヶ谷 135-2	☎044-751-9613 ☎080-1023-1452	○基本出張 (応電話相談)
近藤母乳育児相談室 近藤清美	高津区末長	☎090-9139-0540	○出張のみ可 ○月～金9:00～18:00(時間外は要相談)
みぎわ母乳育児相談室 衣川園子	高津区溝口 2-13-28 ファイビル溝ノ口301	☎044-814-1767	○月・水・木・金・日 ○9:00～17:00 ○出張不可
ナチュラル母乳育児相談室 又木由美	高津区溝口	☎090-2520-6804	○出張のみ可 ○月～金(土・日要相談)
ウパウパハウス 岡本助産院 岡本登美子	中原区下小田中 1-5-31	☎044-740-0621	○乳房ケア(施設内) ○月～金9:00～16:00 土 9:00～12:00(予約制・緊急時要相談)
さくらバース 勝俣喜代子	中原区今井南町 30-9	☎044-739-3158	○月～土9:00～12:00 ○出張可(要相談) ○診療時間・応相談
Babys・アイ 母乳育児相談室 中村明子	高津区新作	☎090-6515-7214	○月～金(緊急時要相談) ○8:30～16:30 ○出張のみ可
南野川助産院 高山富恵	宮前区南野川 2-27-17	☎090-4739-1390 ☎044-741-2336	○月～金 ○9:00～18:00 ○完全予約制
宮前お産宿 えん助産院 西田つや子	宮前区西野川 1-1-44	☎044-589-7133	○月～金(緊急時要相談)水PM休 10:00～12:30 14:00～16:30 ○出張可
いなだ助産院 岩田美也子	多摩区菅稲田堤 3-4-1	☎044-945-5560	○出張可(要相談) ○月～金 9:30～15:30

※最新の情報につきましては、各助産院にご確認をお願いいたします。



おっぱい相談が必要になったら

授乳の方法やお乳のトラブル（張りや詰まり等）で困ったときには、一人で悩まずに助産師に相談して早めに手当てをしましょう。
* 全て予約制になっておりますので事前にお問合せください。

出 産



1 赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃんが生まれたときの手続きは、次のようなものがあります。
チェックをしながら確認しましょう。

	手続き	期限	内容	問合せ
☐	出生届の提出	出生日から14日以内	○出生届の用紙は、出産した医療機関・助産所でもらえます。 ○届出先は、原則は住所地・本籍地・出生地です。 ○母子健康手帳を持参し、出生届出済証明をもらいましょう。	高津区役所区民課 住民記録第3係 ☎044-861-3165 FAX044-861-3169
☐	出生連絡票の提出	原則 出生日から14日以内	○出生連絡票の提出を元に、「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。 - 母子手帳についている出生連絡票をインターネット・郵送・窓口のいずれかの方法でご提出ください。	高津区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課 ☎044-861-3315 FAX044-861-3307
☐	児童手当の申請	—	○中学3年までのお子さんを養育している方に支給されます。 (令和6年10月分より制度改正予定) ○支給の開始は申請月の翌月からです。 - 申請が遅れるとさかのぼっては支給されませんのでご注意ください。	高津区役所区民課 住民記録第2係 ☎044-861-3161 FAX044-861-3169
☐	健康保険への加入	—	○加入手続きの方法などは、加入する健康保険へ連絡してください。 川崎市国民健康保険加入者 申請先：区民課 川崎市国民健康保険加入者以外の方 申請先：勤務先の健康保険組合等	川崎市国民健康保険加入者 高津区役所区民課 住民記録第1係 ☎044-861-3161 FAX044-861-3169
☐	小児医療費助成の申請	—	○0歳～中学生のお子さんの保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。 ○申請時にはお子さんの健康保険証、窓口にお越しになる方の本人確認書類が必要です。 - オンラインや郵送でも申請可能です。	高津区役所保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 ☎044-861-3175 FAX044-861-3355
☐	出産育児一時金	—	○出産したお母さんの加入している健康保険から原則50万円が支給されます。 ※ 出産育児一時金を加入している健康保険から直接医療機関に支払い、医療機関での出産費用請求額から差し引いてもらう「直接支払制度」があります。 - 詳細は加入されている保険先にお問合せください。	川崎市国民健康保険加入者 高津区役所保険年金課 国民健康保険担当 ☎044-861-3174 FAX044-861-3355 川崎市国民健康保険加入者以外の方 勤務先の健康保険組合等

I

出 産

2 各種助成、医療給付、手当等の紹介

種類	対象者	内容	問合せ先
養育医療	体重が2000g以下で生まれたり、身体の発育が未熟なまま出生し、医師が指定養育医療機関に入院が必要と認めたお子さん	指定養育医療機関において治療を受ける場合の入院医療費の一部を負担 ※市内の指定医療機関 ・市立川崎病院 ・日本医科大学武蔵小杉病院 ・聖マリアンナ医科大学病院	高津区役所 地域みまもり支援センター 児童家庭課 ☎044-861-3250 FAX044-861-3351
障害者 自立支援医療 (育成医療)	身体に障がいがある、あるいは医療を行わないと障がいが残るおそれがあると診断された18歳未満のお子さん	指定自立支援医療機関において治療を受ける場合の医療費を助成(保護者の方の所得に応じて自己負担分があります)	
小児慢性 特定疾病医療	特定の疾患にかかり、一定の基準に該当する18歳未満のお子さん(継続者については20歳未満)	指定小児慢性特定疾病医療機関において治療を受けており、かつ対象基準にあてはまる場合の治療費用の一部を市が負担(保護者の所得に応じて自己負担分があります) 《対象疾患区分》 悪性新生物群、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患	

小児ぜん息患者医療費支給制度は、令和6年3月末をもって新規申請の受付は終了しました。令和6年4月1日時点で有効な医療費受給証をお持ちの方は、経過措置として、医療費受給証の有効期限の満了前に延長申請をしていただければ、令和8年3月31日まで医療費助成を受けることができます。延長申請は、経過措置期間(令和6年4月1日から令和8年3月31日)中でも手続きを行うことが可能です。

問合せ先：高津区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課 ☎044-861-3302 FAX044-861-3307

3 赤ちゃん訪問について

川崎市では、安心して子育てできるよう、「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」のどちらかを選んでいただいた上で、生後なるべく早い時期に赤ちゃんのいるご家庭すべてを訪問しています。



●新生児訪問

訪問指導員(保健師・助産師・看護師)が伺い、赤ちゃんの体重測定をはじめ、お母さん、赤ちゃんの健康状態や育児上の相談をお受けします。健康や育児についてご相談や心配ごとのある方は新生児訪問をご希望ください。

●こんにちは赤ちゃん訪問

子育て家庭と地域のつながりをつくることを目的として実施するもので、研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等をお届けします。訪問員は必ず登録証を提示し、玄関先で短時間の訪問となります。

※連絡がなかなか来ないときや急ぎの育児相談があるときには下記担当へご連絡下さい。

■高津区役所地域みまもり支援センター 地域支援課

☎044-861-3315 FAX044-861-3307

こんにちは赤ちゃん訪問をインタビュー

訪問を受けて…コメント

- 訪問員さんと顔見知りになれ、「1人ではない。」という気持ちになり安心しました。
- 近所の情報(遊び場等)をいろいろ聞くことができて参考になりました。



訪問をして…訪問員さんのコメント

- 訪問によりママたちには安心感を持ってもらえ、私たちはパワーをもらっています。
- 赤ちゃん訪問を通して町会や自治会との連携が大切だと実感しました。



4 出産後のサポート

●産後の健康相談

産後の健康確認とともに、これからの健康づくりに向けて、1か月～6か月児のお母さんを対象に行います。

内容：血圧測定
個別相談（母の体調相談、母乳相談、ただしマッサージはなし）

●家族計画相談

産後の健康相談で個別相談を行っています。電話での相談も行っています。

■高津区役所地域みまもり支援センター 地域支援課
☎044-861-3315 FAX044-861-3307

●お母さんの健康づくり

楽しく育児をするためには、お母さんの健康が大事です。健康を確かめる方法として健診があります。女性特有のがん【子宮がん検診:20歳以上の女性市民、2年に1回（隔年度）】【乳がん検診:40歳以上の女性市民、2年に1回（隔年度）】検診は市内の登録医療機関で受けられ生活習慣病予防相談にも応じます。

■高津区役所地域みまもり支援センター 地域支援課
☎044-861-3315 FAX044-861-3307

I

出産

区役所の窓口

高津区役所地域みまもり支援センター（授乳スペース・オムツ替え台・多目的トイレあり）

出産・育児・家庭での健康づくりや福祉の様々な事業、相談、情報提供を行っています。

地域支援課

【3階⑦窓口】

☎044-861-3315

FAX044-861-3307

☆妊娠したら

- ・母子健康手帳の交付⇒P6
- ・両親学級⇒P7

☆出産～子育て

- ・「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」P12
- ・各種健診⇒P17
- ・子育てに関わる相談⇒P78



保育所等・地域連携

【3階】

☎044-861-3372

FAX044-861-3307

☆子育て支援事業を展開しています⇒P4（子育てアプリ等でイベント情報等が閲覧できます！）

☆子育てグループに関すること⇒P73

児童家庭課

【4階①窓口】

☎044-861-3250

FAX044-861-3351

- ・各種助成・手当・支援制度⇒P12（小児ぜんそく患者医療費支給制度は3階⑥窓口の地域ケア推進課となります）
- ・認可保育所への入所案内・申込み⇒P22
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度⇒P83

育児のサポート

1 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業



母親が出産前後で体を休めたい時や体調不良等のため、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事のお手伝いをします。

対象者	市内に居住する産前から産後6か月(例:1月1日が出産の方は7月1日)を迎える日まで(多胎児の妊産婦については産後1年を迎える日まで)の妊産婦で、体を休めたい時や体調不良等がある人で、昼間他に育児や家事を行う人がいない人
派遣時間・回数	午前8時～午後7時 1回2時間以内 1日2回まで、延べ20回まで(多胎の場合は延べ60回まで)
利用料金	1回あたり1,650円～2,050円 *生活保護受給中または市民税非課税の世帯は、利用料が免除(無料)となります。申請の際に、被保護証明書または世帯全体の非課税証明書が必要です。
申込方法	原則派遣開始希望日の7日前までに、直接下記の認定事業者へ申し込んでください。
問 合 せ	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 ☎044-200-2450 FAX044-200-3638

●高津区民を対象とした認定事業者一覧

事業者名	所在地	連絡先	利用料
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ ぱんじい	中原区	☎ 044-455-2770 FAX 044-455-2767	1,650円/回
特定非営利活動法人 子育て支えあいネットワーク 満 ママのお助けコンシェルジュ事業部	高津区	☎ 044-872-7111 FAX 044-872-7111	2,050円/回
高津家事介護ワーカーズ・コレクティブほほえみ	高津区	☎ 044-870-0082 FAX 044-870-0124	1,650円/回
特定非営利活動法人ホッとスペース中原	中原区	☎ 044-777-7599 FAX 044-777-7509	1,860円/回
特定非営利活動法人ままとんきっず	多摩区	☎ 044-945-8662 FAX 044-944-3009	1,860円/回
株式会社mai・chai・mai (マイ チャイ マイ)	中原区	☎ 044-431-3296 FAX 044-431-3297	2,050円/回
ドゥーラ協会認定ドゥーラかわさき	中原区	ホームページから お申込みください	2,050円/回
湘南コンシェル	横浜市西区	☎ 0800-888-3270	2,050円/回
株式会社ベアーズ ※育児支援は1歳以上のお子様を対象です	東京都 中央区	☎ 0120-552-445	2,050円/回
育児ねっと	東京都 大田区	ホームページから お申込みください	2,050円/回

※最新の事業者情報は市ホームページをご覧ください。

産後ケアのご案内

慣れない育児で不安がある場合や赤ちゃんのお世話を学びたい、お産と育児の疲れがあり体を休めたい時などは産後ケア事業を御利用下さい。川崎市在住の生後4か月未満(36週6日までに出生した方は修正月齢で4か月未満)の赤ちゃんとお母さんが利用できます。

●利用申請：川崎市ホームページからオンラインで妊娠32週から申請が可能です。

●問合せ：川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 ☎044-200-2450



2 保育所の一時保育

保護者が週3日以内の就労・就学などで家庭での保育ができない場合や、保護者の病気や入院、冠婚葬祭などの場合、リフレッシュ（買物・映画等）をする場合に、お子さんを一時的に保育します（0歳児～就学前まで）。利用するには、事前に申請、面接をして登録しておく必要があります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

●利用料金：1歳未満児 日額2,900円（誕生日の前日まで）

1歳以上3歳未満児 日額2,500円

3歳以上児 日額1,500円（幼児教育・保育の無償化対象に該当する場合、月額37,000円まで無償化）

※ 被保護世帯、市民税非課税世帯、きょうだい、多胎児などへの減免制度があります。

※ 給食を利用する場合は、別途実費相当額が必要です。

●一時保育実施園一覧

園名	利用時間	所在地	連絡先	対象児童
みぞのくち保育園	月～金 8:30～17:00 (土曜・日曜・祝日、 年末年始は休み)	高津区溝口4-19-2	☎ 044-811-5081	生後6か月～
緑の杜保育園		高津区下作延2-6-3	☎ 044-866-6914	おおむね1歳～
すこやか高津保育園		高津区二子5-1-5	☎ 044-833-8862	生後10か月～
たちばな中央保育園		高津区千年1300（橘中学校と併設）	☎ 044-753-2525	生後6か月～
YMCAたかつ保育園		高津区溝口1-19-1	☎ 044-281-7833	離乳食完了後～
末長こくま保育園		高津区末長3-25-5	☎ 044-948-6615	離乳食後期～
うめのき保育園		高津区久地3-13-1	☎ 044-829-1830	離乳食完了後～
すこやか溝口保育園		高津区溝口2-31-1	☎ 044-543-8120	生後10か月～
わかばの杜保育園		高津区子母口378	☎ 044-755-2271	離乳食完了後～
すこやか諏訪保育園		高津区諏訪3-20-15	☎ 044-712-5496	生後10か月～
野川ほのぼの保育園		高津区東野川2-31-8	☎ 044-750-8600	生後5か月～
保育園ゆいまあむ		高津区末長2-15-6	☎ 044-948-6300	生後5か月～
川崎たちばな保育園		高津区向ヶ丘1-3	☎ 044-789-9710	離乳食完了後～
西高津くさはな保育園		高津区溝口6-10-2	☎ 044-543-9393	生後4か月～

3 ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互による援助活動を行います。利用会員の通院や残業などの際に、子育てヘルパー会員の自宅や地域子育て支援センター等でお子さんを預かったり、保育園や幼稚園へ送迎したりします。事前に会員登録する必要があります。子育てヘルパー会員になるには2日間の研修受講が必要です。

施設名	ふれあい子育てサポートセンター たまご（高津区・宮前区在住の方が対象）
住所・連絡先	住 高津区溝口4-19-2 ☎ 044-811-5761 開設時間 月～金 9:00～17:00
利用料金	月～金の午前8時～午後6時 1時間800円 土日祝及び年末年始(12/29～1/3)、月～金の上記以外の時間帯 1時間900円 利用会員がヘルパー会員に直接支払います。 ※ひとり親家庭等の減免制度があります。（対象：児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯、住民税非課税世帯）
対象	1. 子育てヘルパー会員（子育ての援助をしたい方） 心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する20歳以上の方で、2日間の研修会を受講した方 2. 利用会員（子育ての援助をしてほしい方） 生後4か月以上小学校6年生以下の同居児童がいる方 3. 両方会員：ヘルパー会員として活動しながら、利用会員として援助も受ける方
入会登録	利用会員は随時登録。電話にてふれあい子育てサポートセンターたまごへ直接お問い合わせください。

4 民間の家事・育児サービス

お母さんの体調がすぐれない時や、産前産後で家事や育児が十分に行えない時、また子どもを連れて行けない用事があり「子どもをちょっと預かってほしい」といった時に利用できます。

●事業者一覧

事業者	所在地・連絡先	サービス内容	利用料
特定非営利活動法人 たすけあい だんだん	高津区下作延 2-20-2 コーポ建倉 202号室 ☎ 044-853-1588 FAX 044-871-1561	※産前産後のお手伝い。 ※病気やケガ等で困ったときのお手伝い。(食事づくり、買い物、洗濯、掃除、保育園等の送迎) ※9歳までのお子さんの子守り、留守番。	○登録料 1,000円 ○年会費 なし 月～土9:00～17:00 1,200円/30分 月～土の上記以外の時間帯、及び日曜祝日 1,400円/30分
(公財) 川崎市シルバー 人材センター	高津区溝口5-15-6 (中部事務所) ☎ 044-822-5031 FAX 044-822-5045	・保育園、幼稚園、小学校への徒歩での送迎。 ・お子様の見守り(宿泊は除く)など。 ・対象 3歳児～小学校6年生まで。 病気療養中是对応いたしかねます。 預かる場所は利用者宅	○送迎のみの場合 (1時間以内)1回 (送り迎え)各1,300円 ○預かり(預かりのみ、または預かりと送迎) (1時間30分以内) 1回1,800円 利用時間 午前8時～午後7時
(公社)全国保育 サービス協会	☎ 03-5363-7455	協会に加入しているベビーシッター会社の紹介	ベビーシッター会社によって異なる。

5 子育て短期利用事業 (ショートステイ・デイスティ)

保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、ご家庭で一時的にお子さんの育児が困難になった場合に、日中又は宿泊でお子さんを児童養護施設等でお預かりします。(原則6泊7日以内)

入退所は、原則保護者の送迎となりますが、状況により施設による送迎が可能な場合がありますので、詳細は施設にお問い合わせください。

事業名	事業所名	所在地	利用定員	利用できる方	利用料金	申込み・問い合わせ先
ショートステイ (宿泊)	しゃんぐりらこども家庭支援センター	幸区東小倉 6-1	2人	市内在住の 0～1歳児	1日 4,300円 ※減免あり	☎044-520-3608 FAX 044-520-3607
ショートステイ・ デイスティ (宿泊・ 日中利用)	かわさきさくら児童 家庭支援センター	多摩区菅稲田堤 1-10-5	5人	市内在住の 0～1歳児	0～1歳児 1日 4,300円	☎044-944-3981 FAX 044-944-3982
	あいせん児童家庭支 援センター	川崎区浜町 2-22-16	10人	市内在住の 2歳～ 満12歳	1日 2,350円 ※減免あり	☎044-201-4772 FAX 044-201-4773
	SNG児童家庭支 援センター	中原区木月伊勢町 3-3	10人			☎044-711-8484 FAX 044-722-3469
	まぎぬ児童家庭支 援センター	宮前区馬絹 1-24-5	10人			☎044-863-7855 FAX 044-865-4445
	はくさん児童家庭支 援センター	麻生区白山 1-1-5	10人			☎044-712-4073 FAX 044-712-4074

※問合せ時間は、月曜～金曜 9:00～17:00

(しゃんぐりらこども家庭支援センター及びはくさん児童家庭支援センターは、9:00～18:00)

子どもの健診



1 子どもの健診

●乳幼児定期健診

川崎市内において無料で実施している乳幼児の健康診査です。子どもの成長や発達をパパやママと一緒に確認しながら、いろいろな育児の相談を行っています。

健診についての問合せ先：高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課

☎ 044-861-3315 FAX 044-861-3307

健診種類	対象	受ける場所	お知らせ
3～4か月児健康診査	3か月半から4か月半の児	市内協力医療機関	個別通知
7か月児健康診査	6か月半から7か月半の児	市内協力医療機関	個別通知
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児	高津区役所地域みまもり支援センター	個別通知
3歳児健康診査	3歳6か月児	高津区役所地域みまもり支援センター	個別通知
5歳児健康診査	5歳の誕生日から5歳2か月児	市内協力医療機関	個別通知

※母子健康手帳を忘れずに持っていきましょう。

※表以外の健診は任意で医療機関で受けることができます。(有料)

I

子どもの健診

●歯科健診・歯科相談

高津区役所では、1歳6か月児健診・3歳児健診時に歯科健診を行っているほか、仕上げみがきの実習や歯科健康相談を受けることができる、スマイル歯みがき教室(6歳未満が対象)を実施しています。

予約方法など、詳しくは川崎市ホームページを御確認ください。



川崎市 乳幼児歯科

検索

問合せ先：川崎市健康福祉局保健医療政策部 歯科保健政策担当

☎ 044-201-3182

●視聴覚検診

3歳児健康診査の時期に実施します。

予防接種



1 定期予防接種の種類

■ 川崎市予防接種コールセンター

☎044-200-0142
FAX044-200-3928

I

予防接種

種 類		接種回数	おすすめの接種時期		ワクチンタイプ
ロタウイルス		2 回 又は 3 回	初回接種は生後 2 か月から生後 14 週 6 日までに開始 2 回目及び 3 回目は、前回の接種から 4 週間以上の間隔をおいて受けてください。		経口生ワクチン (接種に使用できるワクチンが 2 種類あり、使用するワクチンによって接種回数が異なります。)
小児の肺炎球菌感染症	初回接種	3 回	生後 2 か月から 7 か月に至るまでの間に接種を開始 2 回目及び 3 回目は前回の接種から 27 日以上の間隔をおき、生後 12 か月に至るまでに終了するように受けてください。		不活化ワクチン
	追加接種	1 回	生後 12 か月から 15 か月に至るまでの間 生後 12 か月以降に、初回接種終了後、60 日以上の間隔をおいて受けてください。		
B 型肝炎		3 回	生後 2 か月から 9 か月に至るまでの間 27 日以上の間隔をおいて 2 回接種し、1 回目から 139 日以上の間隔をおいて 3 回目を接種します。		不活化ワクチン
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ Hib 感染症 1 期：DPT-IPV (4 種混合) 2 期：DT (2 種混合)	1 期	初回	3 回	生後 2 か月から 7 か月に達するまでの間 2 回目及び 3 回目は前回の接種から 20 日から 56 日の間隔をおいて受けてください。	不活化ワクチン
		追加	1 回	1 期初回終了後、6 月から 18 月の間	
	2 期	1 回	11 歳		
BCG (結核)		1 回	生後 5 か月から 8 か月に達するまでの間		生ワクチン
麻しん 風しん (MR)	1 期	1 回	1 歳になったらすぐに受けましょう！		生ワクチン
	2 期	1 回	小学校入学前の 1 年間 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)		
水痘 (水ぼうそう)		2 回	生後 12 か月から 15 か月の間に 1 回目、1 回目接種後、6 月から 12 月までの間隔をおいて 2 回目を受けてください。		生ワクチン
日本脳炎	1 期	初回	2 回	3 歳 2 回目の接種は前回の接種から 6 日から 28 日の間隔をおいて受けてください。	不活化ワクチン
		追加	1 回	4 歳 初回 (2 回) 終了後、おおむね 1 年 (11 月～13 月) 後	
	2 期	1 回	9 歳		
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPV ワクチン)		2 回 又は 3 回	13 歳となる日の属する年度 (中学 1 年生相当) ※対象は女性のみです。 ※接種に使用できるワクチンが 3 種類 (2 価ワクチンと 4 価ワクチンと 9 価ワクチン) あり、接種年齢やワクチンの種類により接種回数や間隔が異なります。		不活化ワクチン

川崎市にお住まいの方には、おすすめの接種時期に個別通知をお送りしています。

※母子感染予防として、出生後に抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて B 型肝炎ワクチンの接種を受ける場合、健康保険の適用となり、B 型肝炎の定期予防接種の対象とはなりません。2 回目及び 3 回目の接種も同様です。詳しくはかかりつけの医療機関にお問合せください。

2 接種の時期と順番について（予防接種の計画を立ててみましょう！）

※任意接種（左表にのっていない予防接種）についてはかかりつけ医にご相談ください。

無料ですけられる期間

任意予防接種（有料）

年 齢		接種回数	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	8 か月	10 か月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳			
予防接種の 種 類																				
定期 予 防 接 種	生	ロタウイルス	1 価	2 回	1 回目は生後6週以後、2 回目は4 週以上の間隔をあけて生後24 週までに完了 (1 回目の接種は生後14 週6 日までにすることが推奨されています。)															
		5 価	3 回	1 回目は生後6 週以後、2 回目、3 回目は4 週以上の間隔をあけて生後32 週までに完了 (1 回目の接種は生後14 週6 日までにすることが推奨されています。)																
	不	小児の肺炎球菌感染症	4 回	1 2 3										4	5 歳 (60 月) に至るまで					
	不	B 型肝炎	3 回	1 2			3			1 歳に至るまで										
	不	ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ Hib 感染症 (5 種混合)※	4 回	1 2 3			4							7 歳 6 か月 (90 月) に至るまで						
	生	BCG (結核)	1 回	1						1 歳に至るまで							小学校入学前 1 年間			
	生	麻しん 風しん (MR)	2 回	1 歳になったら すぐ受けましょう!							1	生後 24 月 に至るまで			2					
	生	水痘 (水ぼうそう)	2 回										1 2		生後 36 月 に至るまで					
	不	日本脳炎	3 回								1 2 3							7 歳 6 か月 (90 月) に至るまで		
	任意 予 防 接 種	生	おたふくかぜ	—												2 回接種				

生：生ワクチン 不：不活化ワクチン

②：丸数字は何回目の接種かを表します。

※令和6年4月1日から4種混合ワクチンにヒブワクチンを加えた5種混合ワクチンの接種が可能となりました。

・「生後〇か月に至るまで」「〇歳に至るまで」とは、誕生日の前日まで接種ができるという意味です。

・予防接種を受けた後、同じ種類の予防接種を受けるためには決められた期間をあけなければなりません。

■注射生ワクチンを受けた後、次に注射生ワクチンを受けるためには27日以上あけなければなりません。

（4週間後の同じ曜日から接種可能）

保護者の
皆さんへ

お子さんにあったスケジュールで！
かかりつけ医に相談しましょう。

このスケジュールは参考として掲載しており、感染症の流行状況やお子さんお一人お一人の状況によって接種回数やスケジュールは異なります。また、新しいワクチンが承認され、受けられるようになることもあります。接種を希望される場合は、スケジュールも含めて必ず医師にご相談ください。

任意予防接種に係る費用については、全額自己負担です。なお、任意予防接種も、お子さんを感染症から守る大切なワクチンです。

